6 総 庶 第 221 号

令和 6 年 8 月 27 日

丸 亀 市 議 会 議 員　　様

丸亀市長　松　永　恭　二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 6 年 9 月 3 日午前 10 時招集の丸亀市議会 9 月定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

認定第 1 号　令和 5 年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 69 号　令和 5 年度丸亀市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 70 号　令和 5 年度丸亀市モーターボート競走事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 71 号　令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 72 号　令和 6 年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 73 号　令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 74 号　丸亀市市税条例の一部改正について

議案第 75 号　丸亀市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 76 号　丸亀市保育所条例の一部改正について

議案第 77 号　工事請負契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事）

議案第 78 号　工事請負契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事）

議案第 79 号　工事請負契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事）

議案第 80 号　物品の購入について（高規格救急自動車　1 台）

議案第 81 号　物品の購入について（高度救命処置用資機材　一式）

議案第 82 号　香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

認定第１号

令和５年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年９月３日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

議案第69号

令和5年度丸亀市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、令和5年度に生じた利益の処分及び令和5年度丸亀市下水道事業会計の決算について、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見を付けて議会の議決を求め、及び認定に付する。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

議案第70号

令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、令和5年度に生じた利益の処分及び令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計の決算について、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見を付けて議会の議決を求め、及び認定に付する。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

議案第71号

令和6年度丸亀市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度丸亀市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,160,135千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条　地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条　債務負担行為の追加は、「第3表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条　地方債の変更は、「第4表　地方債補正」による。

令和6年9月3日提出

香川県丸亀市長　松　永　恭　二

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		9,505,687	1,000	9,506,687
	2 国庫補助金	3,800,977	1,000	3,801,977
18 寄附金		303,130	1,500	304,630
	1 寄附金	303,130	1,500	304,630
19 繰入金		11,127,156	13,480	11,140,636
	2 基金繰入金	11,096,658	13,480	11,110,138
20 繰越金		67,278	491,524	558,802
	1 繰越金	67,278	491,524	558,802
21 諸収入		3,795,485	151,894	3,947,379
	5 雑入	468,704	151,894	620,598
22 市債		13,643,800	14,700	13,658,500
	1 市債	13,643,800	14,700	13,658,500
歳　　入	合　　計	70,486,037	674,098	71,160,135

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		9,015,690	401,663	9,417,353
	1 総務管理費	8,212,370	401,663	8,614,033
3 民生費		21,552,638	2,000	21,554,638
	3 生活保護費	1,937,802	2,000	1,939,802
4 衛生費		4,294,901	251,985	4,546,886
	1 保健衛生費	2,055,771	251,985	2,307,756
8 土木費		5,133,150	13,480	5,146,630
	5 都市計画費	2,432,915	13,480	2,446,395
10 教育費		20,763,647	4,970	20,768,617
	5 社会教育費	7,383,110	4,970	7,388,080
歳　出　合　計		70,486,037	674,098	71,160,135

第２表

繰越明許費補正

（単位　千円）

款	項	事業名	金額
8　土木費	4　港湾費	浮桟橋連絡橋改良事業費	74,500

第3表

債務負担行為補正

（追加）　　（単位　千円）

事　項	期　間	限　度　額
大手町南街区整備基本設計業務委託料（市民ひろば・高質空間他）	令和６年度から 令和７年度まで	17,690
丸亀市中央学校給食センター及び丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託料	令和６年度から 令和９年度まで	621,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

（追加）

（単位　千円）

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国(県)支出金	地方債	その他	
大手町南街区整備基本設計業務委託料(市民ひろば・高質空間他)	17,690	—	—	令和6年度から令和7年度まで	17,690	—	—	—	17,690
丸亀市中央学校給食センター及び丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託料	621,000	—	—	令和6年度から令和9年度まで	621,000	—	—	—	621,000

第４表

地　方　債　補　正

（単位　千円）

起債の目的	限度額		起債の方法	利　率	償還の方法
臨時財政対策	補正前	100,000	普通貸借又は証券発行（ただし、登録債とする。）	4.0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	114,700			
計	補正前	13,643,800			
	補正後	13,658,500			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

（単位　千円）

区　　分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1　普通債		△ 1,433,498	14,700		△ 1,418,798
⑴ 総務債		△ 239,300			△ 239,300
⑵ 民生債		△ 127,199			△ 127,199
⑶ 衛生債		△ 2,500			△ 2,500
⑷ 農林水産業債		6,000			6,000
⑹ 土木債		58,800			58,800
⑺ 消防債		12,200			12,200
⑻ 教育債		△ 1,141,499			△ 1,141,499
⑿ 臨時財政対策債			14,700		14,700
補正予算額計		△ 1,433,498	14,700		△ 1,418,798
合　　計（補正前）	57,194,007	58,602,497	13,643,800	5,893,829	66,352,468
合　　計（補正後）	57,194,007	57,168,999	13,658,500	5,893,829	64,933,670

1．総括

（歳　入）　　歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,505,687	1,000	9,506,687
18 寄附金	303,130	1,500	304,630
19 繰入金	11,127,156	13,480	11,140,636
20 繰越金	67,278	491,524	558,802
21 諸収入	3,795,485	151,894	3,947,379
22 市債	13,643,800	14,700	13,658,500
歳入合計	70,486,037	674,098	71,160,135

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	9,015,690	401,663	9,417,353	0	0	0	401,663
3 民生費	21,552,638	2,000	21,554,638	1,000	0	0	1,000
4 衛生費	4,294,901	251,985	4,546,886	0	0	152,975	99,010
8 土木費	5,133,150	13,480	5,146,630	0	0	13,480	0
10 教育費	20,763,647	4,970	20,768,617	0	0	0	4,970
歳出合計	70,486,037	674,098	71,160,135	1,000	0	166,455	506,643

2．歳入

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
15 国庫支出金	9,505,687	1,000	9,506,687				
2 国庫補助金	3,800,977	1,000	3,801,977				
1 民生費国庫補助金	376,908	1,000	377,908				
				10 生活保護総務費補助金	1,000	生活保護適正実施推進事業補助金	1,000

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
18 寄附金	303,130	1,500	304,630
1 寄附金	303,130	1,500	304,630
11 クラウドファンディング寄附金	0	1,500	1,500

（単位：千円）

節		説　　明	
区　分	金　額		
1 クラウドファンディング寄附金	1,500	飼い主のいない猫の不妊去勢手術費支援事業寄附金	1,500

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
19 繰入金	11,127,156	13,480	11,140,636
2 基金繰入金	11,096,658	13,480	11,110,138
23 大手町地区公共施設再編整備基金繰入金	753,683	13,480	767,163

（単位：千円）

節		説　　明	
区　　分	金　　額		
1 大手町地区公共施設再編整備基金繰入金	13,480	大手町地区公共施設再編整備基金繰入金	13,480

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
20 繰越金	67,278	491,524	558,802
1 繰越金	67,278	491,524	558,802
1 繰越金	67,278	491,524	558,802

（単位：千円）

節		説　　明
区　分	金　額	
1 前年度繰越金	491,524	前年度繰越金　491,524

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
21 諸収入	3,795,485	151,894	3,947,379
5 雑入	468,704	151,894	620,598
3 雑入	468,596	151,894	620,490

（単位：千円）

節		説　　明	
区　分	金　額		
13 民生費雑入	419	介護保険特別会計繰出金返還金	419
14 衛生費雑入	151,475	新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	151,475

一般会計

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計
22 市債	13,643,800	14,700	13,658,500
1 市債	13,643,800	14,700	13,658,500
11 臨時財政対策債	100,000	14,700	114,700
歳入合計	70,486,037	674,098	71,160,135

節		説明
区分	金額	
1 臨時財政対策債	14,700	臨時財政対策債　14,700

3．歳出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	9,015,690	401,663	9,417,353		
1 総務管理費	8,212,370	401,663	8,614,033	0	401,663
1 一般管理費	4,783,372	340,000	5,123,372	0	340,000
7 財産管理費	512,853	500	513,353	0	500
17 情報管理費	549,143	61,163	610,306	0	61,163

節		説　明		
区　分	金　額			
24 積立金	340,000	財政調整基金積立金	340,000	財政調整基金積立金　340,000
12 委託料	500	アスベスト等調査委託料	500	市有土地管理費　500
12 委託料	54,651	ＤＸ推進等委託料	54,651	情報化推進費　61,163
13 使用料及び賃借料	6,512	ＬＡＮ配線機器リース料	6,512	

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	21,552,638	2,000	21,554,638		
3 生活保護費	1,937,802	2,000	1,939,802	1,000	1,000
1 生活保護総務費	147,802	2,000	149,802	1,000 (特定財源内訳) 国庫支出金 1,000	1,000

節		説　明	
区　分	金　額		
12 委託料	2,000	生活保護システム改修業務委託料 2,000	**生活保護管理費　2,000**

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	4,294,901	251,985	4,546,886		
1 保健衛生費	2,055,771	251,985	2,307,756	152,975	99,010
2 予防費	696,959	249,985	946,944	151,475 (特定財源内訳) 諸収入 151,475	98,510
3 環境衛生費	22,192	2,000	24,192	1,500 (特定財源内訳) 寄附金 1,500	500

（単位：千円）

節		説　明	
区　分	金　額		
10 需用費	200	印刷製本費 200	**予防接種費　249,985**
11 役務費	2,800	通信運搬費 2,800	
12 委託料	246,985	コロナワクチン接種業務委託料 246,985	
18 負担金、補助及び交付金	2,000	飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金 2,000	**狂犬病予防等対策費　2,000**

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	5,133,150	13,480	5,146,630		
5 都市計画費	2,432,915	13,480	2,446,395	13,480	0
14 市庁舎等整備費	46,361	13,480	59,841	13,480 (特定財源内訳) 繰入金 13,480	0

節		説　明	
区　分	金　額		
12 委託料	13,480	交通分析調査業務委託料　4,180 大手町地区４街区南街区再編整備 基本計画策定業務委託料　7,000 建設工事関連委託料　2,300	**大手町地区４街区再編整備事業費** **13,480**

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	20,763,647	4,970	20,768,617		
5 社会教育費	7,383,110	4,970	7,388,080	0	4,970
12 史跡等整備費	1,086,047	4,970	1,091,017	0	4,970
歳　出　合　計	70,486,037	674,098	71,160,135	167,455	506,643

節		説　明	
区　分	金　額		
24 積立金	4,970	史跡等整備基金積立金　4,970	**史跡等整備基金積立金　4,970**

議案第72号

令和6年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度丸亀市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,614,928千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

香川県丸亀市長　松　永　恭　二

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支払基金交付金		2,429,851	8,144	2,437,995
	1 支払基金交付金	2,429,851	8,144	2,437,995
9 繰越金		0	265,784	265,784
	1 繰越金	0	265,784	265,784
歳　　入	合　　計	9,341,000	273,928	9,614,928

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 基金積立金		678	135,095	135,773
	1 基金積立金	678	135,095	135,773
8 諸支出金		8,878	138,833	147,711
	1 償還金及び還付加算金	3,200	138,833	142,033
歳　出　合　計		9,341,000	273,928	9,614,928

1．総括

（歳　入）　　歳入歳出補正予算事項別明細書

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金	2,429,851	8,144	2,437,995
9 繰越金	0	265,784	265,784
歳入合計	9,341,000	273,928	9,614,928

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	678	135,095	135,773	0	0	135,095	0
8 諸支出金	8,878	138,833	147,711	0	0	138,833	0
歳出合計	9,341,000	273,928	9,614,928	0	0	273,928	0

2．歳入

（単位：千円）

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
4 支払基金交付金	2,429,851	8,144	2,437,995
1 支払基金交付金	2,429,851	8,144	2,437,995
1 介護給付費交付金	2,349,507	8,144	2,357,651

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 過年度分	8,144	過年度分介護給付費交付金　8,144

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計
9 繰越金	0	265,784	265,784
1 繰越金	0	265,784	265,784
1 繰越金	0	265,784	265,784
歳入合計	9,341,000	273,928	9,614,928

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	265,784	前年度繰越金　265,784

3．歳出

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 基金積立金	678	135,095	135,773		
1 基金積立金	678	135,095	135,773	135,095	0
1 介護給付費準備基金積立金	678	135,095	135,773	135,095 (特定財源内訳) 繰越金 126,951 支払基金交付金 8,144	0

節		説　明	
区　分	金　額		
24 積立金	135,095	介護給付費準備基金積立金 135,095	**介護給付費準備基金積立金** **135,095**

（単位：千円）

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 諸支出金	8,878	138,833	147,711		
1 償還金及び還付加算金	3,200	138,833	142,033	138,833	0
2 償還金	0	138,833	138,833	138,833 （特定財源内訳） 繰越金 138,833	0
歳　出　合　計	9,341,000	273,928	9,614,928	273,928	0

節		説　明	
区　分	金　額		
22 償還金、利子及び割引料	138,833	過年度国県等支出金返還金 138,833	**償還金**　**138,833**

議案第73号

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

（総　則）

第1条　令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条　令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

支　出

	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第1款　競走事業費用	139,640,322千円	57,300千円	139,697,622千円
第1項　営業費用	136,589,141千円	57,300千円	136,646,441千円

令和6年9月3日提出

香川県丸亀市長　松　永　恭　二

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支　　出　　（単位：千円）

款　項　目			既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 競走事業費用			139,640,322	57,300	139,697,622	
	1 営業費用		136,589,141	57,300	136,646,441	
		3 競走実施費	116,083,491	42,300	116,125,791	地方公共団体金融機構納付金増額分
		6 広告宣伝費	1,059,888	15,000	1,074,888	ＳＧ開催告知等業務委託料

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

支　　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説　　明
						区　　分	金　　額	
1 競走事業費用			139,640,322	57,300	139,697,622			
	1 営業費用		136,589,141	57,300	136,646,441			
		3　競走実施費	116,083,491	42,300	116,125,791	71 地方公共団体金融機構納付金	42,300	地方公共団体金融機構納付金増額分
		6 広告宣伝費	1,059,888	15,000	1,074,888	55 委託料	15,000	SG開催告知等業務委託料

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定損益計算書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

1 営業収益			
(1) 開催収入	143,312,214		
(2) 受託事業収入	1,991,144		
(3) 雑入	23,666	145,327,024	
2 営業費用			
(1) 総係費	554,612		
(2) 施設管理費	229,200		
(3) 競走実施費	114,637,065		
(4) BTS丸亀	257,751		
(6) 広告宣伝費	979,028		
(7) 特別競走	16,807,861		
(8) 受託事業費	248,777		
(9) 減価償却費	1,099,153		
(10) 資産減耗費	5,561		
(11) その他営業費用	0	134,819,008	
営 業 利 益			10,508,016
3 営業外収益			
(1) 受取利息	40,700		
(2) 使用料	4,914		
(3) 長期前受金戻入	34,338		
(4) 雑収益	17,084	97,036	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	0		
(2) 繰出金	3,000,000		
(3) 寄付金	25,000		
(4) 繰延勘定償却	0		
(5) 雑支出	1,564,178	4,589,178	△ 4,492,142
経常利益			6,015,874
当年度純利益			6,015,874
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			1,200,000
当年度未処分利益剰余金			7,215,874

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定貸借対照表

（令和7年3月31日現在）

（単位：千円）

資　産　の　部

1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
ア　土　　地		2,452,033		
イ　建　　物	11,865,614			
減価償却累計額	△ 3,991,590	7,874,024		
ウ　構築物	8,358,704			
減価償却累計額	△ 2,972,062	5,386,642		
エ　機械及び装置	2,505,892			
減価償却累計額	△ 1,352,352	1,153,540		
オ　船舶	25,144			
減価償却累計額	△ 23,695	1,449		
カ　車両運搬具	56,284			
減価償却累計額	△ 42,659	13,625		
キ　工具器具及び備品	1,544,222			
減価償却累計額	△ 1,340,142	204,080		
ク　リース資産				
減価償却累計額	0	0		
ケ　建設仮勘定		1,355,412		
有形固定資産合計			18,440,805	
(2)　無形固定資産				
無形固定資産合計			0	
(3)　投　　資				
ア　基金		3,330,830		
イ　その他の資産		0		
投　資　合　計			3,330,830	
固　定　資　産　合　計				21,771,635
2　流動資産				
(1)　現金預金			46,990,923	
(2)　未　収　金				
ア　営業未収金		273,912		
イ　営業外未収金		2,317		
ウ　その他未収金		0	276,229	
(3)　有価証券			3,970,610	
(4)　短期貸付金			0	
(5)　前　払　金			0	
(6)　その他流動資産			0	
流動資産合計				51,237,762
3　繰延勘定				
繰延勘定合計				0
資　産　合　計				73,009,397

負　債　の　部

4　固定負債			
(1)　企　業　債			
ア　建設改良等の財源に充てる企業債	0	0	
(2)　引　当　金			
ア　退職給付引当金	331,776		
イ　修繕引当金	0	331,776	
(3)　リース債務		0	
固定負債合計			331,776
5　流動負債			
(1)　一時借入金		0	
(2)　企　業　債			
ア　建設改良等の財源に充てる企業債	0	0	
(3)　引　当　金			
ア　修繕引当金	0		
イ　賞与引当金	31,520	31,520	
(4)　リース債務		0	
(5)　未　払　金			
ア　営業未払金	2,885,360		
イ　営業外未払金	7,180		
ウ　その他未払金	89,200	2,981,740	
(6)　未　払　費　用		0	
(7)　前　受　金		31,803	
(8)　預　り　金		18,718	
(9)　その他流動負債		100	
流動負債合計			3,063,881
6　繰延収益			
(1)　長期前受金		700,736	
(2)　収益化累計額		△ 271,419	
繰延収益合計			429,317
負　債　合　計			3,824,974

資　本　の　部

7　資　本　金			
(1)　自己資本金			
ア　固有資本金	17,339,453		
イ　繰入資本金	0		
ウ　組入資本金	11,057,184	28,396,637	
資本金合計			28,396,637
8　剰　余　金			
(1)　資本剰余金			
ア　受贈財産評価額	0		
イ　その他資本剰余金	20,922		
資本剰余金合計		20,922	
(2)　利益剰余金			
ア　減債積立金	0		
イ　利益積立金	5,661,719		
ウ　建設改良積立金	27,889,271		
エ　当年度未処分利益剰余金	7,215,874		
利益剰余金合計		40,766,864	
剰　余　金　合　計			40,787,786
資　本　合　計			69,184,423
負　債　資　本　合　計			73,009,397

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

科　　目	（単位：千円）
Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	6,015,874
減価償却費	1,099,153
除却費	5,561
貸倒引当金増減額（△は減少）	0
賞与引当金増減額（△は減少）	△ 930
退職給付引当金増減額（△は減少）	16,660
修繕引当金増減額（△は減少）	0
長期前受金戻入益	△ 34,338
受取利息及び配当金	△ 40,700
支払利息及び企業債取扱諸費	0
有価証券売却損益（△は益）	0
固定資産売却損益（△は益）	0
未収金の増減額（△は増加）	17,479
未払金の増減額（△は減少）	△ 297,892
預り金の増減額（△は減少）	0
その他流動資産の増減額（△は増加）	0
その他流動負債の増減額（△は減少）	0
小計	6,780,867
受取利息及び配当金	40,700
支払利息及び企業債取扱諸費	0
業務活動によるキャッシュ・フロー①	6,821,567
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△ 1,500,288
有価証券の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
基金による収入	0
基金への積立	△ 1,700
その他の投資による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,501,988
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期前受金の受入による収入	0
長期前受金の返還による支出	0
短期貸付による収入	6,000,000
短期貸付による支出	△ 6,000,000
剰余金の減少	0
企業債の受入による収入	0
企業債の返還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
資金の増加額④=①+②+③	5,319,579
資金の期首残高	41,671,344
資金の期末残高	46,990,923

議案第74号

丸亀市市税条例の一部改正について

丸亀市市税条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市市税条例の一部を改正する条例

丸亀市市税条例(平成17年条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2章　普通税 第1節　市民税 (寄附金税額控除) 第40条の6　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第40条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)　略 (2)　所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの 2　略 第2節　固定資産税	第2章　普通税 第1節　市民税 (寄附金税額控除) 第40条の6　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第40条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)　略 (2)　所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの 2　略 第2節　固定資産税

改正後	改正前
第58条の3　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、準看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6)　略 附　則	第58条の3　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、準看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6)　略 附　則

改正後	改正前
	（公益法人等に係る市民税の課税の特例） 第４条の２　当分の間、租税特別措置法第 40 条第３項後段（同条第６項から第 10 項まで及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 40 条第３項に規定する公益法人等（同条第６項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第３項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第３条の２の３で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第 40 条第６項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第 40 条の６第１項第２号の改正規定及び附則第４条の２を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条ただし書に掲げる規定による改正後の丸亀市市税条例（以下「新条例」という。）第 40 条の６第１項第２号（所得税法第 78 条第２項第４号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定の適用については、新条例第 40 条の６第１項第２号中「までに掲げる寄附金」とあるのは、「までに掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第 78 条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議案第75号

丸亀市国民健康保険条例の一部改正について

丸亀市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

丸亀市国民健康保険条例(平成17年条例第124号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第12条　世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。	(罰則) 第12条　世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第76号

丸亀市保育所条例の一部改正について

丸亀市保育所条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市保育所条例の一部を改正する条例

丸亀市保育所条例(平成17年条例第116号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表(第2条関係)<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>丸亀市立金倉保育所</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table></td><td>別表(第2条関係)<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>丸亀市立土居保育所</u></td><td><u>丸亀市土居町二丁目13番3号</u></td></tr><tr><td>丸亀市立金倉保育所</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第77号

工事請負契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事）

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事

2　契約の方法　　制限付き一般競争入札による契約

3　契約金額　　金1,017,060,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金92,460,000円

4　契約の相手方　丸亀市飯山町下法軍寺808番地1

豊嶋建設・ケンザキ特定建設工事共同企業体

代表者　丸亀市飯山町下法軍寺808番地1

豊嶋建設株式会社　代表取締役　豊島　有希

構成員　丸亀市飯山町東坂元800番地1

株式会社監﨑　代表取締役　監﨑　博文

参　照　　工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

第　12401050　号

工　事　請　負　仮　契　約　書　(写)

1　工　事　名　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事

2　工 事 場 所　丸亀市飯山町東坂元地内

3　工　　期　着手　　本契約成立の日
　　完成　　令和8年3月6日

4　契 約 金 額　¥1,017,060,000-
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　¥92,460,000-
　丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
（1）支払限度額　　令和6年度　¥274,500,000-
　　令和7年度　¥742,560,000-

（2）出来高予定額　　令和6年度　¥305,030,000-
　　令和7年度　¥712,030,000-

5　契約保証金　¥101,706,000-

6　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
　☐ 該当しない

7　建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり

8　本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者　市長　松永　恭二）と

受注者　　豊嶋建設・ケンザキ特定建設工事共同企業体（ 代表者　豊嶋建設株式会社　　豊島　有希 ） とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書３通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和6年8月13日

発注者　　丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者　市長　松永　恭二　　印

受注者　　丸亀市飯山町下法軍寺808番地1
豊嶋建設・ケンザキ特定建設工事共同企業体

代表者　丸亀市飯山町下法軍寺808番地1
豊嶋建設株式会社　　㊞
代表取締役　豊島　有希

構成員　丸亀市飯山町東坂元800番地1
株式会社監﨑
代表取締役　監﨑　博文　　㊞

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第４条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

（契約書別紙）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1　分別解体等の方法

	工程	作業内容
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □ 有　■ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■ 有　□ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 ■ 有　□ 無
	④屋根	屋根の工事 ■ 有　□ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有　□ 無
	⑥その他 （　　）	その他の工事 ■ 有　□ 無

2　解体工事に要する費用（直接工事費）　　43,000,000　円（税抜き）

3　再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート類	㈱土器川砕石	香川県仲多度郡まんのう町羽間2880－1
アスコン類	㈱土器川砕石	香川県仲多度郡まんのう町羽間2880－1
木くず	㈱パブリック	香川県丸亀市土器町北二丁目17－3

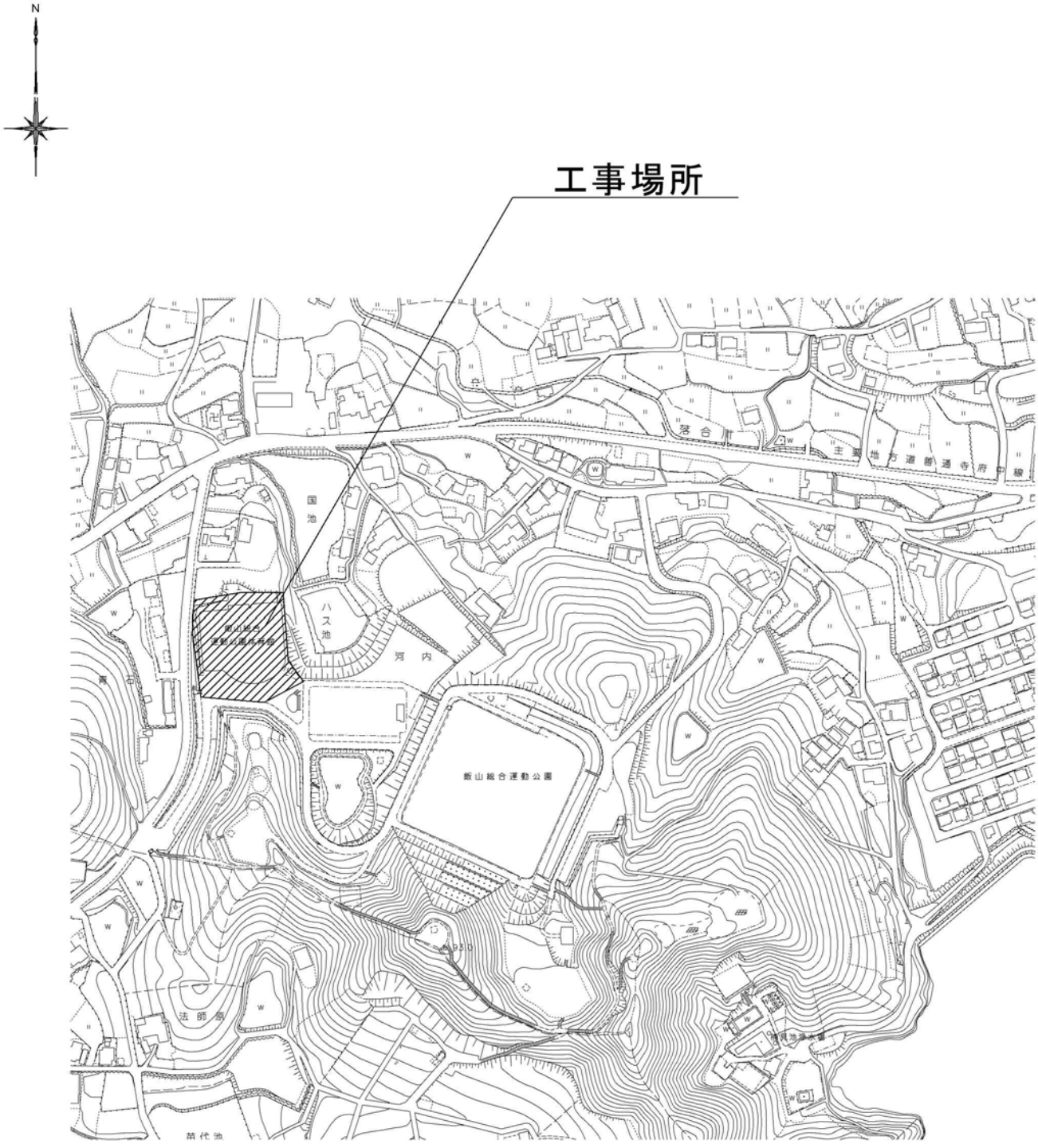
4　再資源化等に要する費用（直接工事費）　　4,080,000円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

工　事　概　要　書

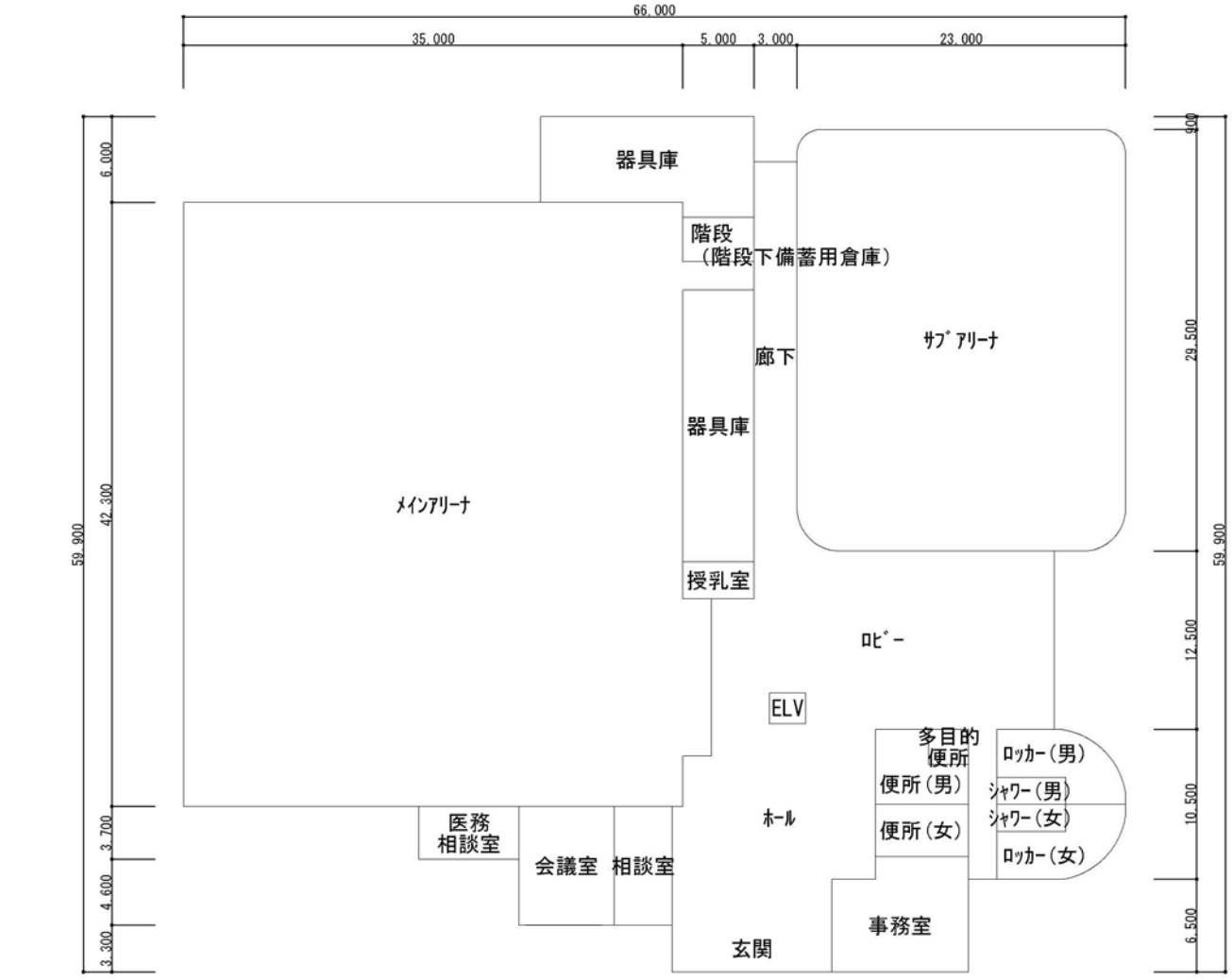
契約の目的 （工事名称）	飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事
工事概要	【長寿命化大規模改修工事】 1　構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建 延床面積 4,084.85 ㎡ 2　工事概要 防水改修、屋根改修、外壁改修、建具改修、内装改修、 塗装改修、環境配慮改修、昇降機械設置、外構他 上記に係る建築工事一式

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事



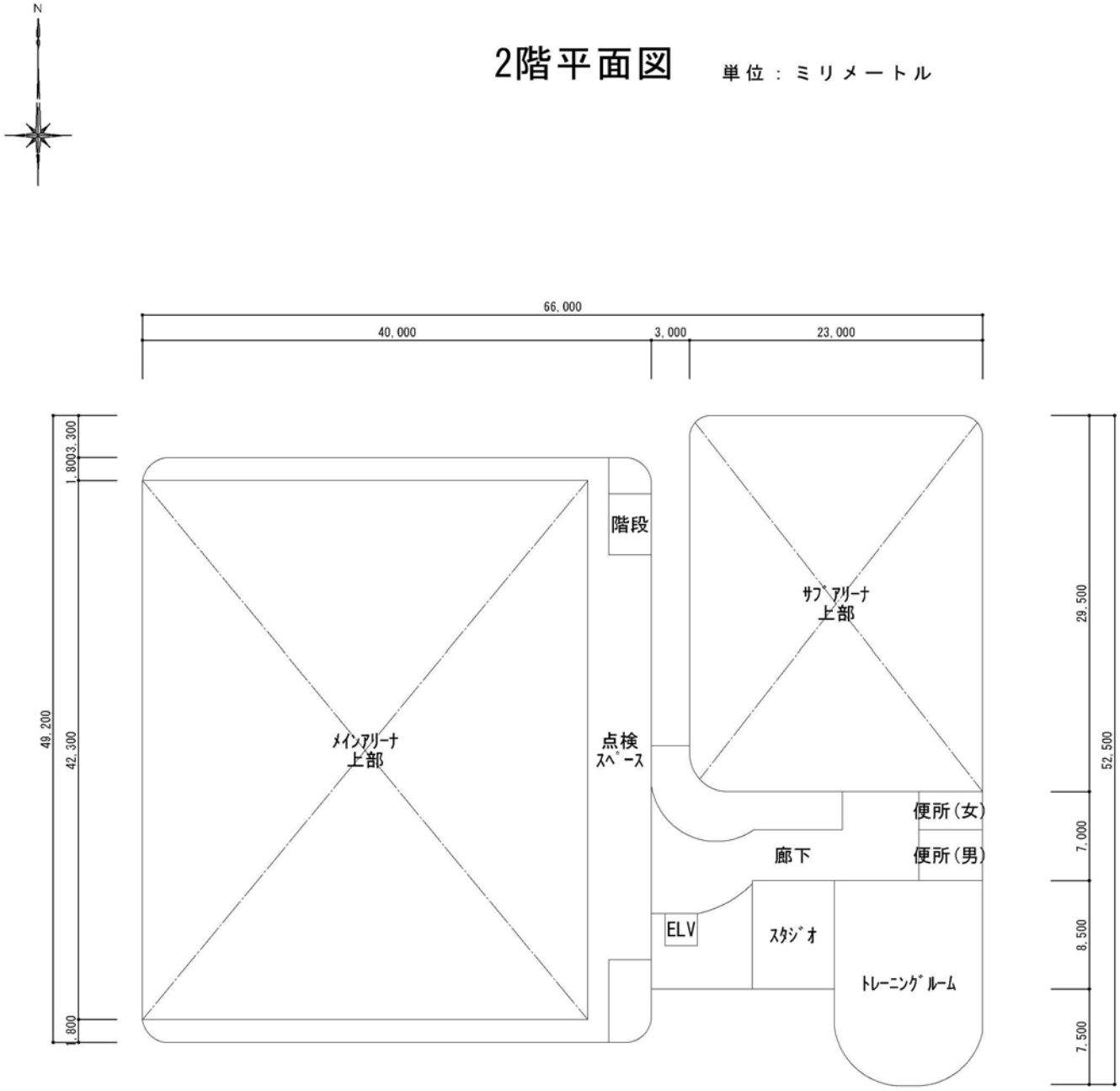
飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事

1階平面図　単位：ミリメートル



飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事

2階平面図　単位：ミリメートル



議案第78号

工事請負契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事）

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事

2　契約の方法　　制限付き一般競争入札による契約

3　契約金額　　金365,266,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金33,206,000円

4　契約の相手方　丸亀市川西町北2244番地2

株式会社管電エンジニアリング　代表取締役　三野　耕作

参　照　　工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

第　12401051　号

工　事　請　負　仮　契　約　書　(写)

1　工　事　名　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事

2　工 事 場 所　丸亀市飯山町東坂元地内

3　工　　期　着手　　本契約成立の日
　　完成　　令和8年3月6日

4　契 約 金 額　¥365,266,000-
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　¥33,206,000-
　丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
（1）支払限度額　　令和6年度　¥98,600,000-
　　令和7年度　¥266,666,000-

（2）出来高予定額　　令和6年度　¥109,560,000-
　　令和7年度　¥255,706,000-

5　契約保証金　丸亀市契約規則第32条第2号の規定により免除

6　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
　☐ 該当しない

7　建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり

8　本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者　市長　松永　恭二）と
受注者　　株式会社　管電エンジニアリング（ 代表取締役　三野　耕作 ）　　とは、
各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和6年8月13日

発注者　丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者　市長　松永　恭二　　印

受注者　丸亀市川西町北2244番地2
株式会社　管電エンジニアリング
代表取締役　三野　耕作　　㊞

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第４条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

（契約書別紙）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1　分別解体等の方法

	工程	作業内容
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □ 有　■ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有　■ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 □ 有　■ 無
	④屋根	屋根の工事 □ 有　■ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有　□ 無
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □ 有　■ 無

2　解体工事に要する費用（直接工事費）　　18,400,000円（税抜き）

3　再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト	㈱土器川砕石	香川県仲多度郡まんのう町羽間2880－1

4　再資源化等に要する費用（直接工事費）　　1,260,000円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	飯山総合運動公園体育館長寿命化 大規模改修に伴う機械設備工事
工事概要	【長寿命化大規模改修工事】 1　構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建 延床面積 4,084.85 ㎡ 2　工事概要 空気調和設備、衛生器具設備、給排水設備、給湯設備、 液化石油ガス設備、屋内消火設備他 上記に係る機械設備工事一式

議案第79号

工事請負契約の締結について（飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事）

飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　契約の目的　　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事

2　契約の方法　　制限付き一般競争入札による契約

3　契約金額　　金317,900,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金28,900,000円

4　契約の相手方　丸亀市土器町北一丁目44番地

中央電業株式会社　代表取締役　和泉　清憲

参　照　　工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

第　12401052　号

工　事　請　負　仮　契　約　書　(写)

1　工　事　名　飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事

2　工 事 場 所　丸亀市飯山町東坂元地内

3　工　　期　着手　　本契約成立の日
　　完成　　令和8年3月6日

4　契 約 金 額　¥317,900,000-
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　¥28,900,000-
　丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
（1）支払限度額　　令和6年度　¥85,800,000-
　　令和7年度　¥232,100,000-

（2）出来高予定額　　令和6年度　¥95,370,000-
　　令和7年度　¥222,530,000-

5　契約保証金　丸亀市契約規則第32条第2号の規定により免除

6　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
　☑ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
　☐ 該当しない

7　建設発生土の搬出先等　　建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり

8　本契約成立の日　　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者　市長　松永　恭二）と

受注者　　中央電業株式会社（ 代表取締役　和泉　清憲 ）　　とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和6年8月13日

発注者　　丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者　市長　松永　恭二　　印

受注者　　丸亀市土器町北一丁目44番地
中央電業株式会社
代表取締役　和泉　清憲　　㊞

備考　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第４条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

（契約書別紙）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1　分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事 □ 有　■ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有　■ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 □ 有　■ 無
	④屋根	屋根の工事 □ 有　■ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■ 有　□ 無
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □ 有　■ 無

2　解体工事に要する費用（直接工事費）　　8,260,000円（税抜き）

3　再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート・アスファルト	㈱土器川砕石	香川県仲多度郡まんのう町羽間2880－1

4　再資源化等に要する費用（直接工事費）　　1,906,000円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

工　事　概　要　書

契約の目的 （工事名称）	飯山総合運動公園体育館長寿命化 大規模改修に伴う電気設備工事
工事概要	【長寿命化大規模改修工事】 1　構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建 延床面積 4,084.85 ㎡ 2　工事概要 電灯設備、動力設備、太陽光発電設備、空調用発電設備、 誘導支援設備、監視カメラ設備、火災報知設備他 上記に係る電気設備工事一式

議案第80号

物品の購入について（高規格救急自動車　1台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　購入物品　　高規格救急自動車(消防本部)

2　数　　量　　1台

3　購入金額　　金19,714,200円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金1,792,200円

4　購 入 先　　香川県丸亀市田村町1255

香川トヨタ自動車株式会社ときめっく丸亀店　店長　小田　晋

5　契約の方法　指名競争入札による契約

参　照　　物品売買仮契約書（写）　別紙のとおり

物　品　売　買　仮　契　約　書（写）

1　品名及び数量　高規格救急自動車（消防本部）　１台の購入

2　契　約　金　額　￥１９，７１４，２００－

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥１，７９２，２００－

3　納　入　期　限　令和７年１月２４日

4　納　入　場　所　丸亀市消防本部

5　契約保証金　丸亀市契約規則第32条第3号の規定により免除

6　本契約成立の日　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者　丸亀市（代表者　市長　松永　恭二）と受注者香川トヨタ自動車株式会社ときめっく丸亀店（店長　小田　晋）と保証人　トヨタカローラ香川株式会社（代表取締役　向井　良太郎）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条　納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条　受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2　前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条　発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2　検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3　受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条　物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2　発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失

し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

（保証期間）

第5条　保証期間については、シャシはメーカーの保証期間とし、ぎ装部分については納入後1年間とする。

2　特殊装備及び積載器具等については納入後１年間とし、メーカーの公表する保証期間が１年を超えるものについてはメーカー公表の保証期間とする。

3　保証期間後であっても、設計、工作あるいは材料不良に起因する不都合箇所発生の場合は無償で交換または修理を行うこと。

（契約金の支払）

第6条　受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

（遅延違約金）

第7条　受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2　前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

（履行の追完請求）

第8条　納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2　契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約金額の減額請求）

第9条　前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は

受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2　契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（準用）

第10条　前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求並びに解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

（契約不適合責任期間）

第11条　受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約の解除）

第12条　受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2　次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

(1)　契約の全部が履行不能であるとき。

(2)　受注者から契約解除の申入れがあったとき。

(3)　受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4)　発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

(5)　受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下

「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

(6)　納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(7)　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(8)　受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(9)　受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(10)　代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時売買契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において

同じ。）であると認められるとき。

(11)　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14)　契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15)　第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16)　前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17)　前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3　発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1)　契約の一部が履行不能であるとき。

(2)　受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第13条　受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

（賠償金）

第14条　受注者は、第12条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額

を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3　前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第15条　受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

(1)　契約の履行が不能であるとき。

(2)　受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。

(3)　契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第16条　受注者は、この契約から生ずる-権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（保証人）

第17条　保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2　発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞無く、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。

3　発注者は、受注者が第12条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。

4　前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。

5　保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

（契約外の事項）

第18条　受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）に定めるところに従わなければならない。

第19条　この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第20条　前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和６年７月１２日

発注者　香川県丸亀市大手町二丁目４番２１号
丸亀市
代表者　市長　　松永　恭二　　印

受注者　香川県丸亀市田村町１２５５
香川トヨタ自動車株式会社ときめっく丸亀店
店長　　小田　晋　　印

保証人　香川県高松市鬼無町是竹９４
トヨタカローラ香川株式会社
代表取締役　　向井　良太郎　印

議案第81号

物品の購入について（高度救命処置用資機材　一式）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　購入物品　　高度救命処置用資機材

2　数　　量　　一式

3　購入金額　　金22,220,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金2,020,000円

4　購 入 先　　香川県高松市国分寺町新名59番地3

株式会社メディカルサービス　代表取締役　近藤　裕和

5　契約の方法　指名競争入札による契約

参　照　　物品売買仮契約書（写）　別紙のとおり

物　品　売　買　仮　契　約　書（写）

1　品名及び数量　　高度救命処置用資機材　　一式の購入

2　契　約　金　額　　￥２２，２２０，０００－

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥２，０２０，０００－

3　納　入　期　限　　令和７年１月２４日

4　納　入　場　所　　丸亀市消防本部

5　契約保証金　　丸亀市契約規則第32条第3号の規定により免除

6　本契約成立の日　本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者丸亀市（代表者　市長　松永　恭二）と受注者株式会社メディカルサービス（代表取締役　近藤　裕和）と保証人　日本船舶薬品株式会社高松営業所（所長　出井　慎一）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条　納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条　受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2　前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条　発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2　検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3　受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条　物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2　発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

（契約金の支払）

第5条　受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

（遅延違約金）

第6条　受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2　前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

（履行の追完請求）

第7条　納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2　契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約金額の減額請求）

第8条　前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2　契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（準用）

第9条　前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求並びに解除権の行使を妨げ

ない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

（契約不適合責任期間）

第10条　受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約の解除）

第11条　受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2　次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

(1)　契約の全部が履行不能であるとき。

(2)　受注者から契約解除の申入れがあったとき。

(3)　受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4)　発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

(5)　受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(6)　納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又

は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(7)　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(8)　受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(9)　受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(10)　代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時売買契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

(11)　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13)　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

(14)　契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15)　第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16)　前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17)　前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3　発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1)　契約の一部が履行不能であるとき。

(2)　受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条　受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

（賠償金）

第13条　受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3　前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第14条　受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能で

あるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

(1)　契約の履行が不能であるとき。

(2)　受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。

(3)　契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条　受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（保証人）

第16条　保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2　発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞無く、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。

3　発注者は、受注者が第11条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。

4　前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。

5　保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

（契約外の事項）

第17条　受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）に定めるところに従わなければならない。

第18条　この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第19条　前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが

協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和６年７月１２日

発注者　香川県丸亀市大手町二丁目４番２１号
丸亀市
代表者　市長　　松永　恭二　　印

受注者　香川県高松市国分寺市新名５９番地３
株式会社メディカルサービス
代表取締役　　近藤　裕和　印

保証人　香川県高松市松縄町１０８３番地１３
日本船舶薬品株式会社高松営業所
所長　　出井　慎一　印

議案第82号

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

香川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月15日香川県知事許可)の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係） 1　被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2　<u>資格確認書等</u>の引渡し 3　<u>資格確認書等</u>の返還の受付 4　医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5　保険料に関する申請の受付 6　上記事務に付随する事務	別表第1（第4条関係） 1　被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2　<u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3　<u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4　医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5　保険料に関する申請の受付 6　上記事務に付随する事務

附　則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提　案　理　由

認定第1号

令和5年度丸亀市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得たいのであります。

議案第69号

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度丸亀市下水道事業会計決算に伴う利益剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することにつきまして、議会の議決を求め、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度丸亀市下水道事業会計の決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、議会の認定を得たいのであります。

議案第70号

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計決算に伴う利益剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することにつきまして、議会の議決を求め、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度丸亀市モーターボート競走事業会計の決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、議会の認定を得たいのであります。

議案第71号及び議案第72号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億7,409万8,000円を追加し、予算の総額を711億6,013万5,000円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、市有地の売却を進めるため、地上建物の解体費算出に必要となるアスベスト含有調査を実施するための業務委託料50万円を措置いたします。また、市役所内のデジタルトランスフォーメーション推進に向け、デジタル環境の向上や業務の効率化に効果的な機能を有する庁内情報システムを導入するためのシステム構築費や関係機器のリース料等6,116万3,000円を計上いたします。

民生費関係では、生活保護制度について、被保護世帯の子どもが高等学校等を卒業し、就職する際の新生活支援が給付金の支給項目に追加されたこと等に伴い、管理システムの改修費200万円を措置いたします。

衛生費関係では、本年4月の予防接種法省令の改正により、新型コロナワクチンが定期接種化されたことに伴い、新たに必要となる接種業務委託料のほか、65歳以上の方をはじめとする対象者への案内通知等の経費2億4,998万5,000円を計上いたします。また、本年度創設いたしました「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金」について、市民や動物愛護団体の関心

が高く申請件数が伸びておりますことから、一層の事業効果が得られるよう200万円を追加措置いたします。

土木費関係では、大手町地区4街区南街区において、これまでの緑化駐車場や市民ひろばに加えて、賑いを創出する拠点施設や高質空間の整備についての検討を進めるため、基本計画策定業務のほか、関連する調査・測量業務に係る委託料を追加するとともに、業務実施時期の見直しにより債務負担行為に変更となる設計業務委託料を減額し、あわせて1,348万円を計上いたします。

その他、令和5年度決算における剰余金のうち、地方財政法の規定に基づき3億4,000万円を財政調整基金に積み立てるほか、令和5年度のがんばれ丸亀城応援支援金のうち、昨年度既に基金へ積み立てた額を除く残高497万円を史跡等整備基金へ積み立てます。

また、これらの財源として、それぞれの事業に係る国支出金、基金繰入金、前年度繰越金、市債等を計上いたします。

予算第2条の繰越明許費の補正につきましては、浮桟橋連絡橋改良事業費について、入札不調による発注の遅延に伴い、年度内にその支出が終わらない見込みとなりましたことから次年度に繰り越して使用する経費の限度額を定めるものであります。

予算第3条の債務負担行為の補正につきましては、大手町南街区整備基本設計業務委託料と丸亀市中央学校給食センター及び丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託料について、新たに後年度負担の限度額を定めるものであります。

予算第4条の地方債の補正につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の追加による補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億7,392万8,000円を追加し、予算の総額を96億1,492万8,000円とするものであります。

その内容といたしましては、国・県等に対する介護給付費負担金等の返還金として1億3,883万3,000円を措置するほか、令和5年度決算剰余金等を介護給付費準備基金に積み立てるため、1億3,509万5,000円を計上いたします。

また、これらの財源として、過年度精算分の交付金や前年度繰越金を措置するものであります。

議案第73号

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、収益的支出であります営業費用の競走実施費について、地方公共団体金融機構納付金が確定しましたので、その支出のため 4,230

万円を増額するとともに、令和７年度にＳＧ競走である第52回ボートレースオールスターの開催が決定しましたので、その開催告知費用として営業費用の広告宣伝費について1,500万円を増額するものであります。

議案第74号

丸亀市市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴うもので、新たな公益信託制度の創設に伴う市民税の寄附金税額控除の対象の見直し及び公益法人等に係る課税の特例措置の廃止を行うほか、引用条文の条項ずれへの対応等、所要の改正を行うものです。

議案第75号

丸亀市国民健康保険条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和６年12月２日から被保険者証が廃止されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第76号

丸亀市保育所条例の一部改正につきましては、「丸亀市こども未来計画」に基づき、令和７年度から土居保育所を城北こども園に統合するため、所要の改正を行うものであります。

議案第77号

工事請負契約の締結につきましては、飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修工事について、去る８月６日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、豊嶋建設・ケンザキ特定建設工事共同企業体に落札決定し、工事請負仮契約を８月13日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第78号

工事請負契約の締結につきましては、飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う機械設備工事について、去る８月６日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、株式会社管電エンジニアリングに落札決定し、工事請負仮契約を８月13日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第79号

工事請負契約の締結につきましては、飯山総合運動公園体育館長寿命化大規模改修に伴う電気設備工事について、去る８月６日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、中央電業株式会社に落札決定し、工事請負仮契約を８月13日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第80号

物品の購入につきましては、高規格救急自動車1台の購入について、去る7月5日に指名競争入札を行いましたところ、香川トヨタ自動車株式会社ときめっく丸亀店に落札決定し、物品売買仮契約を7月12日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第81号

物品の購入につきましては、高度救命処置用資機材一式の購入について、去る7月5日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社メディカルサービスに落札決定し、物品売買仮契約を7月12日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第82号

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定により香川県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が調いましたので、この協議について同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。